

法教育ってなんだろう？
どんなことをするの？



お気軽にご相談ください！



法教育の普及・推進は、法務省の重要施策の一つです。
法務省では様々な活動を行っています。このパンフレットはその活動の一環である「法教育授業」についてご案内をさせていただくものです。

法教育授業に少しでも関心を持たれましたら、法務省までお気軽にご相談ください。また、出前授業等の費用は一切かかりません。

問い合わせ先

法務省 大臣官房司法法制部 司法法制課 司法制度第二係

電話 03-3580-4111 (内線2364)

メール housei06@moj.go.jp

※最寄りの法務局（民事法・公法分野）、検察庁（刑事法・公法分野）でも、法教育出張授業に関するお問い合わせを受け付けております。

【平成28年5月版】

法教育授業のご案内



法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」

「気軽に、手軽に、法教育！」

法 務 省



法教育授業のご案内

○ 法務省職員（法務局・検察庁等）による学校等での出前授業

法務省の職員が、教員の皆様のご要望に応じて実際に学校等に向き、その法的な知識や経験をいかした法教育授業を行います。

小学校低学年から高校生までを対象としています。

授業の内容については、教員の皆様のご相談に応じます。

☆ 公法系分野（ルールや法についての理解を深めます）

「ルールづくり」

ごみ収集に関する町内会規約の作成やマンションのペット・トラブルといった具体的な事例の解決方法を考えさせることを通じて、社会生活の上でルールが不可欠なものであることを理解させます。

「もめごとの解決」、「友だち同士のけんかとその解決」

友だち同士のけんかといった具体的な事例を基にその解決方法を考えさせることを通じて、ルールにのっとった適正な解決を図ることのできる能力を養います。

☆ 民事系分野（契約についての理解を深めます）

「約束すること、守ること」、「契約ってなんだろう？」

物の貸し借りを巡る紛争といった身近な事例を基にその原因・解決方法を考えさせることを通じて、約束をするかどうかは自由である、約束は原則として守らなければならないといったことを理解させます。

☆ 刑事系分野（刑事司法についての理解を深めます）

「事件発生から捜査・公判、裁判後の立ち直り」

一連の刑事手続の流れ、刑務所や少年院等に関する学習を通じて、刑事事件や少年犯罪等につき身近な問題として考えさせます。

「裁判員制度（模擬裁判）」

模擬裁判を体験することを通じて、他人の主張を公平に理解しながら、自らの意見を主体的に述べるとともに、法やルールにのっとった適正な解決を図る手法を学びます（議論の答えは一つじゃない！）。

○ 法教育授業のための教員等に対する研修

「法教育に関心はあるが、何をどのように教えたらいいのか？」という声に応え、法務省職員が研修やガイダンスに伺います。



「法教育」って何？

- 法教育とは、法律の専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。



法教育が目指すもの

自由で公正な社会を支える法的なものの考え方を育てます

- 人によって見方や評価が様々に分かれる課題につき、他人の主張を公平に理解しながら、自らの意見を主体的に述べたり、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりすることのできる資質や能力を養います。
- 法が日常生活においても身近であることを理解させ、日常生活でも十分な法意識を持って行動できる力を養います。



学習指導要領にも盛り込まれています！

- 現行の小・中・高等学校の学習指導要領においても、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義、契約の重要性等について指導することとされています。社会科・公民科、道徳科の授業等、既に様々な場面で、教師も児童・生徒も法教育にかかわっているのです。



法務省の職員による出前授業（無料）をお気軽にお試しください。

実績（法務省職員による全国での法教育授業の実施）

平成25年度 実施回数2, 992回、参加人数101, 447人
平成26年度 実施回数3, 325回、参加人数141, 592人